

労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系

規制の程度

製造禁止(第55条)

製造許可(第56条)

特別規則

- ・局排等の工学的対策
- ・保護具の使用
- ・健康診断
- ・作業環境測定(一部物質を除く)

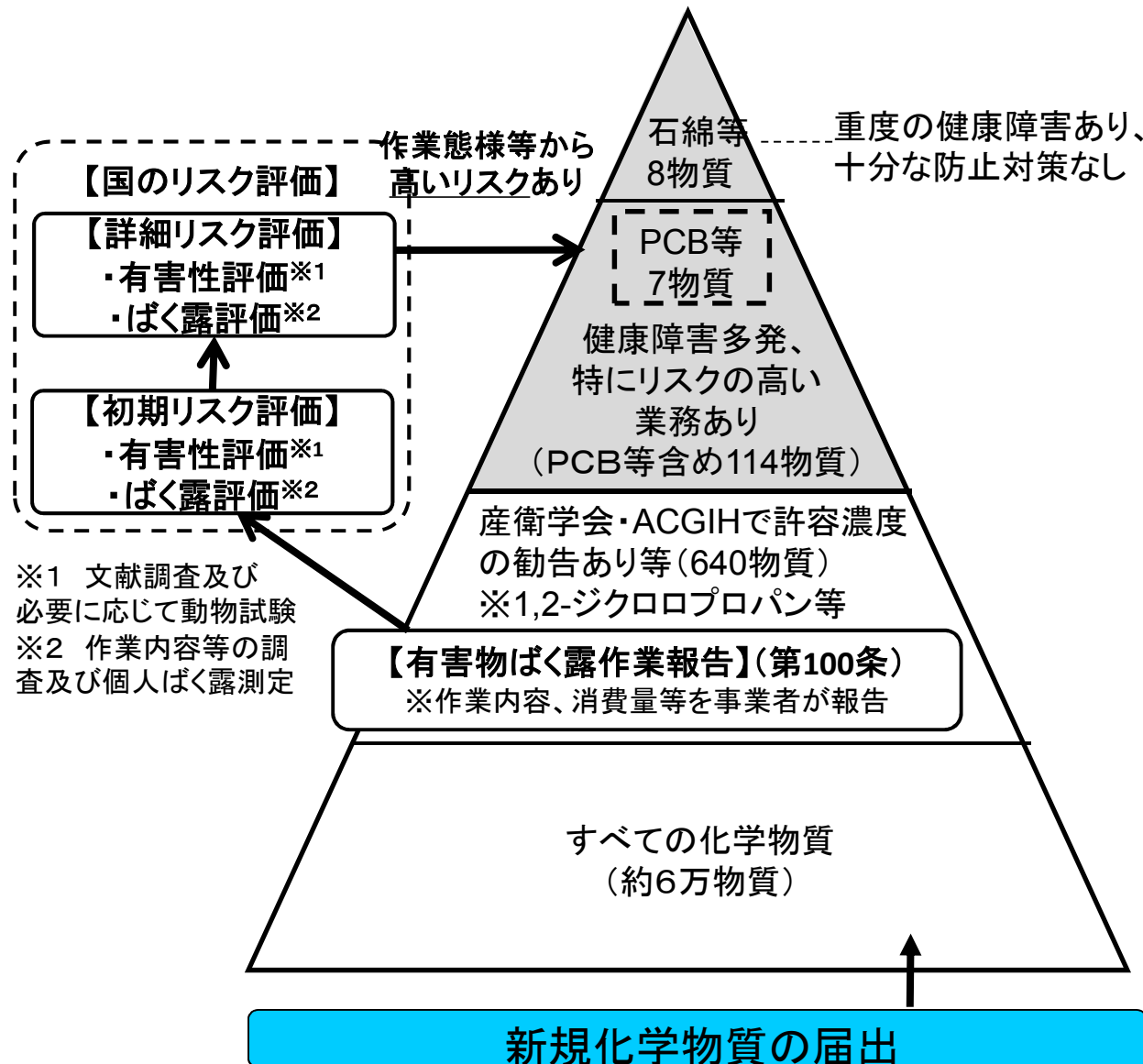
SDS交付義務(※) (法57条の2)

- ※化学物質の譲渡提供者の義務
- ※SDS…危険有害性情報等を記載した文書

リスクアセスメント(努力義務) (第28条の2)

一般的健康障害防止措置 (第22条)

- ・有害原因の除去、ガス等の発散の抑制、保護具の備付け等



1,2-ジクロロプロパンのリスク評価結果

結果の概要

1、2-ジクロロプロパンを用いた洗浄又は払拭については、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いものと考えられるため、制度的対応を念頭においてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべき、とされた。

物質名	事業場数 作業数*1	用途の例	性状と有害性	リスク評価結果
1,2-ジクロロプロパン	16事業場 26作業	金属用・印刷用洗浄剤、 他の製剤の原料・中間 体及び中間体含有物	無色の液体、沸点96℃ IARC*2による発がん性分類 3(ヒトに対する発がん性につ いて分類できない) 日本バイオアッセイ研究センタ ーで行われた動物試験において、 ラット及びマウスで発がん性が認 められた。	評価値*3:10 ppm ↓ リスク評価の結果:73.6ppm ※ 特にばく露測定値が高かった 洗浄・払拭業務の値を考慮した 区間推定値*4で評価値を超え、 高いリスクが認められた。

*1 有害物ばく露作業報告のあった数(対象物質の取扱量が500kg以上)

*2 IARC:国際がん研究機関の略称。3以外の分類は、以下のとおり。

1(発がん性がある)、2A(恐らく発がん性がある)、2B(発がん性の恐れがある)、4(恐らく発がん性はない)

*3 評価値:労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度であり、日本産業衛生学会が勧告している許容濃度又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が勧告しているばく露限界値等から決定される。

ppm:微少濃度を表す単位で100万分の1

*4 区間推定値:ばく露濃度実測値のばらつきを考慮して統計学的推計方法により算出した値で信頼率90%の上側5%の値を示す。

労働安全衛生法施行令及び 特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要

改正の趣旨

胆管がん事案の原因物質の一つとして考えられる1,2-ジクロロプロパンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うものである。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	1,2-ジクロロプロパン
政令	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆健康診断を行うべき有害な業務に追加 ◆健康管理手帳を交付する業務に追加 ◆特定化学物質(第2類物質)に追加 ➢作業主任者の選任の義務付け、作業環境測定の実施の義務付け 等
特化則	◆物質の類型として「エチルベンゼン等」に指定 ➢容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け ◆作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆洗浄・払拭の業務について、局所排気装置の設置等の措置を義務付け ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存等の義務付け 等
安衛則	◆健康管理手帳の交付要件に、当該業務に3年以上従事した経験を有することを規定 等

公布期日等

平成25年8月公布(予定)、平成25年10月1日施行

※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価制度について

リスク評価対象物質の選定

労働者への重篤な有害性が指摘され、又は健康障害防止措置の導入が求められる物質等を広く募り、国の検討会で選定。選定物質は、**有害物ばく露作業報告**(労働安全衛生規則第95条の6)により(取扱量:500kg以上の)事業場数、作業実態等の報告が義務付けられる。

有害物ばく露作業報告(国)

国によるリスク評価

ばく露実態調査(国)

高いリスクが推定される事業場で、物質用途、作業実態の把握、**個人ばく露測定**等を実施。

有害性情報の収集(国)

主要検索サイト及び評価機関の評価資料等から、対象物質の物性、**有害性の情報**を収集。

ばく露評価

個人ばく露測定結果等から**ばく露濃度値**、**ばく露実態**を算定。

有害性評価

有害性情報をもとに有害性評価を行い、**評価値(ばく露限界値)**を設定。

リスク評価

ばく露濃度値と評価値を比較し、**リスクを判定**。

また、問題となるリスクが確認された場合には、その要因を分析。

この結果を踏まえ、**健康障害防止対策の必要性を判断**。

※必要に応じて詳細評価も実施

健康障害防止対策の決定

対策が必要と判断された物質については、リスク評価結果をもとに、最適な**健康障害防止措置**(措置例は下記のとおり)を検討するとともに、当該措置の**規制化の要否**、措置導入に際し必要な技術的事項の検討をおこない、オーダーメイドの対策を決定する。

措置例 作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等